

大田市告示第 1 3 2 号の 2

大田市難聴児補聴器購入助成事業実施要綱（平成 2 5 年大田市告示第 3 2 号）の一部を次のように改正する。

令和 3 年 3 月 3 1 日

大田市長 楫 野 弘 和

第 3 条第 4 号を次のように改める。

（４）修理又は電池のみの交換を行う場合
別表を次のように改める。

別表（第 3 条及び第 4 条関係）

| 補聴器の種類 | 基準額(円／台) | 耐用年数 | 備考 |
|---------------|----------|------|---|
| ポケット型 | 55,800円 | 5年 | 基準額は、電池(骨導式ポケット型にあつては、電池に加えて骨導レシーバー又はヘッドバンド)を含むものとする。イヤモールドを必要とする場合は、基準額に9,000円を上限として必要な額を加算するものとする。 修理及び電池のみの交換にかかる経費は助成対象外とする。 |
| 耳かけ型 | 67,300円 | | |
| 耳あな型(レディメイド) | 87,000円 | | |
| 耳あな型(オーダーメイド) | 137,000円 | | |
| 骨導式ポケット型 | 70,100円 | | |
| 骨導式眼鏡型 | 120,000円 | | |
| イヤモールド交換 | 9,000円 | 1年 | 新規購入及び更新から1年以内の交換は対象外とする。 |

様式第 1 号中「㊟」を削る。

附 則

この告示は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。